

企業認知度向上支援補助金交付要綱

制 定 令和8年5月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、企業認知度向上支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、市内事業者が工場見学を実施するために要する経費又は企業PR動画の作成経費を補助することにより、求職者等の市内事業者に対する認知度を向上させ、市内企業のブランド価値向上、将来の産業人材確保等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に事業の拠点を有する法人をいう。
- (2) 工場見学 市内事業者が市内の施設において、見学者に対して製造等の工程を公開する事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助の対象外となる経費、補助率（補助限度額を含む。）及び申請期限は、別表に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 申請しようとする年度において補助金の交付決定を受けた者
- (2) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉱産税をいう。）を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (4) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (5) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (6) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (7) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (8) その他市長が適当でないと認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる助成金の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業は、補助事業とししないものとする。

- (1) 本市の他の制度に基づく助成金
- (2) 国、都道府県等の制度に基づく助成金

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助事業に着手する前に、企業認知度向上支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年12月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 履歴事項全部証明書の写し
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書兼経費内訳書（様式第4号）
- (5) 見積書の写し

- (6) 小樽市税に滞納がないことを証する証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行うものとし、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、企業認知度向上支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、企業認知度向上支援補助金補助事業変更・中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請を受けたときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、企業認知度向上支援補助金補助事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了し、補助対象経費の支払いを終えたときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までに、企業認知度向上支援補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出を証する書類
- (2) 補助事業を実施したことが確認できる写真又は成果品
- (3) 小樽ジョブナビへの企業情報掲載が分かるもの（申請書や登録フォームの画像など）
- (4) その他市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、企業認知度向上支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）前にあらかじめ市長の承認を受けずにこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 3 補助事業者は、前項の規定に基づく取得財産の処分の承認を受けようとするときは、企業認知度向上支援補助金に係る財産処分申請書（様式第10号）に必要な書類を添付し、市長に対して財産処分の承認の申請をするものとする。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、取得財産の処分が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、企業認知度向上支援補助金に係る財産処分承認通知書（様式第11号）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

- 5 補助事業者が前項の規定により市長の承認を得て処分することにより収入があると認めるときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検

査をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、産業港湾部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。